

## 公的研究費及び研究活動の適正確保実施要綱

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸工業大学における公的研究費及び研究活動の適正を確保するため、学校法人八戸工業大学における公的研究費及び研究活動の適正確保に関する規程(以下「規程」という。)第30条の規定に基づき、平成19年2月15日文科科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下「ガイドライン」という。)により、公的研究費及び研究活動の適正確保について必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 コンプライアンス教育

#### (盛り込む事項)

第2条 規程第6条第2項第2号に定める、各部所におけるコンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育は、次に掲げる事項を盛り込むものとする。

- (1) 不正行為の具体的な事例
- (2) 遵守すべきルール
- (3) 不正が発覚した場合の懲戒処分、損害賠償責任の内容
- (4) 公的研究費の配分機関から大学が受ける処分又は措置
- (5) 大学が執っている不正防止対策
- (6) その他コンプライアンス教育にふさわしいと思われる内容

#### (方式)

第3条 コンプライアンス教育は、次に掲げる方式を参考に実施するものとする。

- (1) 教授会等の場を活用すること。
- (2) 説明会、研修会を企画、準備して行うこと。
- (3) イン트라ネット又はインターネット上のe-ラーニング等を活用すること。
- (4) その他効果的な方式

#### (実施上の留意事項)

第4条 コンプライアンス教育を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 事前に受講者の知識及び認識のレベルを把握すること。
- (2) 受講者の受講状況を記録すること。
- (3) 受講者の理解度を測るため、テスト又はアンケート等を実施すること。
- (4) 受講者の理解度が不足していると判断したときは追加の講習・研修又は他の方式を検討すること。

#### (報告)

第5条 コンプライアンス教育を実施したときは、その結果等を統括管理責任者を經由して、最高管理責任者に報告するものとする。

### 第3章 不正予防対策

#### (不正予防対策)

第6条 規程第27条第4項に定める不正予防対策は、ガイドライン第3節にある不正防止計画に相当するもので、不正を発生させ得る要因等についての日常的な分析・検討の結果を、第1号様式に集約するものとする。

### 第4章 誓約書

#### (誓約書)

第7条 物品等調達部所は、公的研究費及び研究活動の適正を確保するため、公的研究費の支出に関わる職員、研究活動に携わる職員及び取引業者から誓約書を徴取するものとし、その様式はそれぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費の支出に関わる職員 第2号様式
- (2) 研究活動に携わる職員 第2号様式
- (3) 取引業者 第3号様式

#### (徴取の時期)

第8条 前条第1号及び第2号に定める職員に係る誓約書は、コンプライアンス教育に係る説明会等において又は随時に徴取するものとする。

- 2 新規採用者又は転入者が前条第1号及び第2号に定める職員であるときは、その事実が発生する都度、誓約書を徴取するものとする。
- 3 前条第3号に定める取引業者に係る誓約書は、次に掲げるすべての要件を満たす取引業者から、毎年6月1日までに徴取するものとする。
  - (1) 大学との取引が引き続いて3か年度以上あること。
  - (2) 前年度において公的研究費に係る取引が5件以上であること。
  - (3) 前年度において公的研究費に係る取引の総額が50万円以上であること。

#### (誓約書の要件等)

第9条 第8条第1号及び第2号に定める職員に係る誓約書は、原則として本人が自署するものとし、これが不能の場合は、例外として記名押印によることができる。

- 2 誓約書を提出しない職員は、公的研究費の運営・管理に関わることを認めず、又は競争的資金等の申請を認めないものとする。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

不正予防対策

年 月 日  
理 事 長 裁 定

公的研究費の取扱いに係る不正予防対策

本日をもって、学校法人八戸工業大学における公的研究費及び研究活動の適正確保に関する規程第6章に定める「公的研究費の取扱いに係る不正予防対策」を、次のとおり改定します。

記

コード	事 項	発生要因	不正予防対策

第2号様式(第7条関係)

公的研究費の支出に関わる職員用、研究活動に携わる職員用

## 誓約書

私は、八戸工業大学における公的研究費の支出に関わる、又は研究活動に携わるに当たって、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

- 1 学校法人八戸工業大学及び八戸工業大学が定める関係諸規程等を遵守すること。
- 2 公的研究費の取扱いに係る不正行為及び研究活動上の不正行為を行わないこと。
- 3 物品等調達部所の担当者に対し、自らの業務又は研究活動に関して不当な要求をしたり、圧力をかけたりしないこと。
- 4 上記1に定める関係諸規程等に違反し、不正行為を行った場合は、学校法人八戸工業大学及び公的研究費の配分機関による処分並びに損害賠償を含むすべての法的責任を負担すること。

年 月 日

八戸工業大学  
コンプライアンス推進責任者 殿

所 属： \_\_\_\_\_

職 名： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

(原則として自署)

注 自署の場合は、押印は不要とする。

## 誓約書

私(当法人)は、八戸工業大学との取引に当たり、次に掲げる事項を遵守することを誓約します。

- 1 学校法人八戸工業大学及び八戸工業大学が定める関係諸規程等を遵守し、不正行為に関与しないこと。
- 2 八戸工業大学の内部監査、その他必要な調査等において、取引帳簿等の閲覧、写しの提出等の要請に協力すること。
- 3 公的研究費の取扱いに係る不正行為への関与が認められた場合は、取引停止を含むいかなる措置を講じられても異議を申し立てないものとする。
- 4 八戸工業大学の教職員その他の関係者による公的研究費の取扱いに係る不正行為の要求若しくは圧力があつたとき又はその事実を見聞きしたときは、通報窓口(学校法人八戸工業大学総務課)に連絡すること。

電話：0178-25-8008

FAX：0178-25-2769

年 月 日

八戸工業大学

コンプライアンス推進責任者 殿

住 所：

---

会社名等：

---

役職・氏名：

印

---

参考

平成〇〇年〇〇月〇〇日

取引先各位

学校法人八戸工業大学  
財務課長 〇〇 〇〇

誓約書の提出について(依頼)

〇〇の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本学においては、平成27年度から、公的研究費に関する不正行為防止のために、取引業者各位から誓約書を徴取することにしております。

これは、研究機関による不正事案の防止の観点から出された、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づくものです。

つきましては、下記事項のとおり別紙「誓約書」を提出していただくよう、御協力のほど、よろしく願いします。

記

- 1 提出依頼対象 学内において定めた基準を満たす取引業者に限定
- 2 代表者の役職名、氏名、印 スタンプ等による記名、押印で差し支えありません。
- 3 提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)
- 4 提出先・問合せ先  
〒031-8501 八戸市大字妙字大開88-1  
八戸工業大学 財務課 課長 〇〇 〇〇  
電話：0178-25-8011 FAX：0178-25-2769